

大阪医科大学学報

第41号 平成11年7月



看護専門学校（旧別館）

◆目

事務組織の改革について	2～3
学長就任にあたって	4～5
学生部長に就任して	6～7
新任教授紹介	8
規程改正	9～17
訃報	17
人事（法人、採用、退職、昇任、異動） 委嘱・解嘱、休職、海外渡航	18～23
平成10年度決算について	24～26
平成10年度主なる事業報告	27

次◆

受託研究について	27
永年勤続表彰	28～30
教室紹介（口腔外科学）	31～32
医学会春季学術講演会	32
海外出張記	33～34
会議・行事予定	34～36
学内行事	37
附属病院関係	38～39
保健管理室からのお知らせ	40～41
俳句	42

事務組織の改革について

学校法人大阪医科大学の業務執行の責任体制を明確にし、組織的かつ効率的で柔軟な運営を図るため、7月1日付をもって従来の事務局を廃し次のとおり事務組織が再編成されました。

[変更内容]

1. 事務組織

(新) 総務部	企画課 総務課 人事課 財務課 管財用度課	(旧) 総務部	企画室 庶務課 保安課 教務課
(学生部)	*学務課	財務部	経理課
病院事務部	病院サービス課 医事課 施設課 栄養給食課	病院事務部	会計課 管理課 医事第一課 医事第二課 用度課 施設課 栄養給食課
	*学生部直轄		

2. 管理職

部、課にそれぞれ長を置き、必要に応じ部に部長代理、課に課長（事務長）代理を置くことができる。

診療部門その他の職員については、技師長、技師長代理、婦長、婦長代理を置くことができる。

・管理職には職位定年を定める。

部長、部長代理	62歳
課長、技師長、婦長	60歳
課長代理、技師長代理、婦長代理	58歳

職位定年後は、相応の専門職に任ずる。

各職位在職者で、平成11年度中に満年齢が規定を超える者については、次のとおり実施猶予期間を設ける。

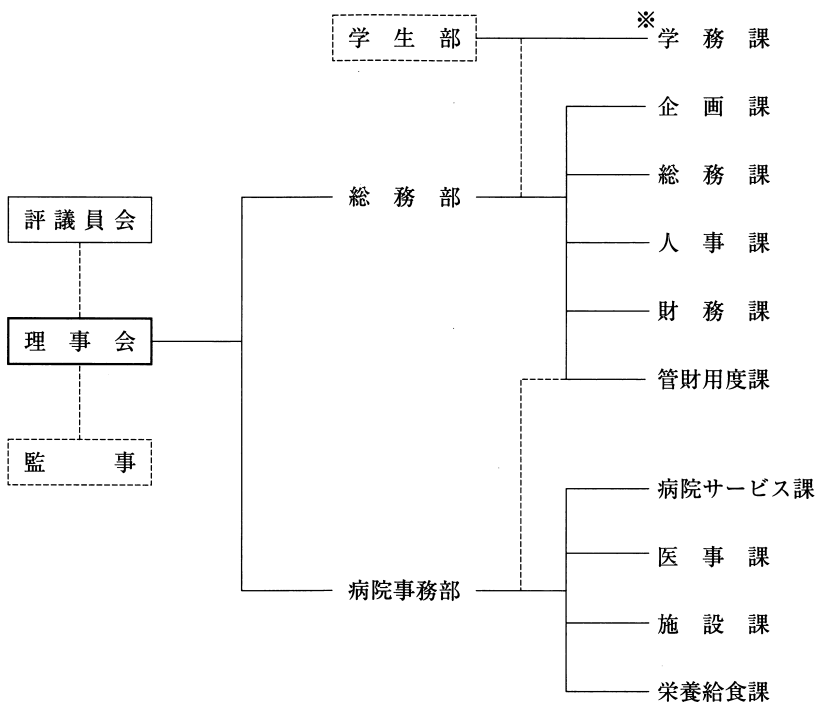
ただし、特例として法人が必要と認めた場合は、定年令の範囲内で職位定年を延長することができる。

平成11年度規定年齢到達者		3年間（平成15年3月31日まで）
平成12年度	〃	2年間（同 上）
平成13年度	〃	1年間（同 上）

3. 専門職

必要があるときは専門職として、部に担当部長、参事、課に担当課長（技師長）、主幹、課長（技師長）補佐、副主幹、主任及び看護部に副部長、担当婦長、主任、主任代理、臨床指導者を置くことができる。

[学校法人大阪医科大学 事務組織図]



※学生部学務課の事務は、学務に関するものに限る

学長就任のご挨拶

学長 島田真久



世の中にあっては平成の大不況、大学にあっては平成の教育改革の真最中に6月1日付けで本学第7代学長に就任いたしました。かくかくたる諸先輩の学長歴を思うと身の引き締まる思いがしますと共に不安いっぱいの出発でもあります。学長の任期は4年です。この間に、確実に21世紀を向かえるわけでありますから、本学が、今後、生き残り、さらに今まで以上に発展していくためには、どのような道を選んだらよいかの岐路に立たされていることとなります。学長選挙立候補に際しての抱負は、すでに仁泉会ニュースで記載しました通りですので、そ

の実現に向かって努力いたしますが、ここでは、21世紀に向かって本学の進むべき道と言ったことの展望についてお話したく存じます。

来るべき21世紀においてわが国が活力ある国家として発展し、科学技術創造立国、文化立国を目指して行くためには、あらゆる社会システムの基盤となる教育の役割が重要とされています。21世紀に向けてこれから国がとるべき教育改革は、

1. 心の教育の充実
2. 個性を伸ばし、多様な選択のできる学校制度を実現
3. 自主性を尊重した学校づくりを促進
4. 大学改革と研究振興を進める

の4点とされています。4. の大学改革につきましても、21世紀に残る大学を、研究を専門とする大学院大学、職業人養成の大学、教養を身につけるための大学のいずれかになると言われています。大阪医科大学は、「良識ある人間性豊かな臨床医の養成」と「グローバル社会で活躍できる人材の養成」を建学の精神とし、

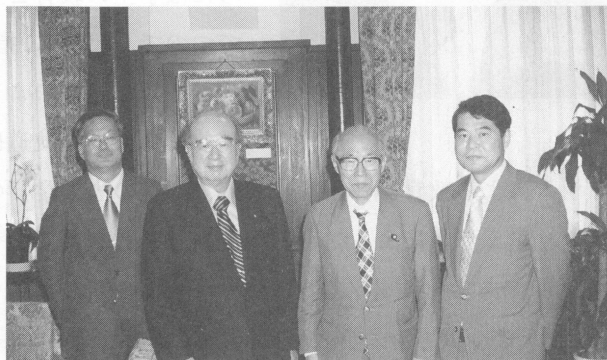
プロフィール

昭和15年生まれ（58歳）

昭和40年3月	本学卒業
昭和45年3月	本学大学院修了
昭和51年8月	私学振興財団の援助で米国UCLAに留学
昭和55年4月	香川医科大学教授（解剖学）
昭和60年7月	文部省短期在外研究員として英国シェフィールド大学留学
昭和64年1月	本学教授（解剖学）
平成9年4月	学生部長就任（平成11年5月31日迄）
平成11年6月	学長就任

社会に貢献してまいりました。従って、本学が21世紀に生き残り、更に発展していくためには、「個性が輝く医育機関・専門的な職業能力の育成に力点を置く大学」として位置付ける必要があります。そのためには、本学は、「良識ある高度専門臨床医の養成」を旨とし、国公立が目指す高度研究専門家養成機関としての大学院大学とは一線を引くのが妥当と考えます。私学として、建学の精神を尊重し、公共性を高め、自主性を重んじて、実力ある高度専門臨床医の養成機関としてより発展して行くため、日進月歩変化する医療技術、知識を保持しつつ、人的・空間的・組織的資源の環境を絶えず開発・整備し、患者に頼られる、患者に優しい医育機関を目指します。

お蔭様で先人達の地道な努力によりまして本学は、教育環境より見た大学ランキング（2000年版総合評価大学ランキング—朝日新聞社—）で数少ない[AAA]の大学として評価を得ております。来るべき21世紀も、教育・研究・診療面で社会から期待される一本筋の通った医科大学として引き続き元気に活躍します。「鶏口となるも牛後となるなかれ」、これが本学の取るべき道と考えます。



右から、島田学長、有馬文部大臣、中山理事、成松企画課長

学生部長に就任して

学生部長 阿部宗昭



この度、島田前学生部長が学長に就任されたため、6月1日付けで島田教授の後任として学生部長を拝命いたしました。学生部は平成9年4月からの2年間、一委員としてかかわってはきましたが、学生部長は基礎医学系の教授がされるものと考えておりましたので、突然、このような重責を担うこととなり、戸惑っているのが実情であります。しかし、お引き受けしたからには学生の教育と生活の責任者として全力を投じていく所在ですので、諸兄のご指導とご鞭撻をお願いいたしたく存じます。

さて、ご承知のように鏡山前々学生部長が立ち上げられ、島田前学生部長が軌道に乗せられました6年一貫の新しいカリキュラムによる教育は3年目に入り、現在の当大学での医学教育は旧カリキュラムによるものと新カリキュラムによる教育とが並列して行われております。新カリキュラムによる教育の大きな改革である早期体験実習とチュートリウムシステムによるスモールグループラーニング(SGL)での初期の医学教育は順調に軌道に乗り、良き医師となるための動機づけと問題解決型の新しい教育は効果を上げ、学生、教育陣共に良い評価を受けているようであります。特に、早期体験実習に関しては、毎年、終了後に学生に体験の感想を發表させ、実習を担当している教職員も反省会を開いて問題点を整理し、翌年の実習に生かす努力を重ねておりますので年毎に充実してきております。

新カリキュラムのもう一つの大きな改革点は臨床実習であります。この臨床実習の名称もベッドサイドティーチング(BST)からベッドサイドラーニング(BSL)に変わりましたが、これは教育側が教える(teaching)のではなく、学生に学ばせる(learning)教育、すなわち受身型から主体的、能動的な教育への意識改革の意味も込められております。従来のBSLは5学年の1月からでした

プロフィール

昭和16年2月11日生まれ(58歳)

- 同 41年3月：大阪医科大学卒業
- 同 45年5月：同 大学助手
- 同 54年11月：同 大学講師
- 同 58年5月：同 大学助教授
- 同 59年1月：米国テネシー大学キャンベルクリニック留学
- 同 62年8月：イタリア・ペローナ大学、スイス・ローザンヌ大学
ドイツ・チュービンゲン大学短期留学
- 平成8年4月：大阪医科大学教授
- 同 11年6月：同 大学学生部長就任

が、新カリでのBSLはクリニカルクラブシップによる実習であり、5学年の最初から開始し、1年目は大学で、2年目（6学年）は関連病院や近隣の開業医での実習を含めて選択させるような幅広いものになる予定です。クリニカルクラブシップとは、学生を見習い（クラーク）として医療チームの中に組み込み、医師としての知識・技能・態度を学ばせる教育方法であり、従来の見学型のBSLとは異なり学生に診断、検査、治療に主体的にかかわらせてゆくものとなります。この実習の評価は、OSCE（Objective Structured Clinical Examination、客観的臨床能力評価試験）という新しい方法で行います。クリニカルクラークシップによる臨床実習とOSCEによる評価は教育側としても新しいものであり、実施にあたっては、先ず教育陣の教育が必要ですので、今秋（10月22、23日）に第一回のワークショップを開く予定です。臨床各科からの多数のご参加をこの場を借りてお願いしておきます。

学生部としての当面の目標は、クリニカルクラークシップとOSCEを軌道に乗せることですが、優秀な学生を採るためには入学試験の選抜方法の改革も必要です。すでに、入試制度審議会からの答申で現在の選抜方法の問題点が指摘されておりますので、推薦入学制を含めて本学にとって最善の方法を見出してゆきたいと思っております。

入学した学生を医師にとって必要な知識、技能、態度を習得させて卒業させることは医科大学の使命の一つですが、医師国試に合格しないことには医師になれません。国試に関しては、従来は学生にまかせ学生部は関与しないのが本学の校風でしたが、平成9年春の合格率の低下を機に、学生部としても対策に乗り出しました。1 昨年より卒試の問題は国試を想定したものを作製してもらい、昨年からは後期試験をⅠ、Ⅱに分け総合判定するなどの試みがなされ、それなりの効果が出てきているようであります。平成13年からは国試問題は320問から500問に増え、出題基準も数年ごとに変わり、将来はOSCEも導入されるようですので、学生部としても学生が効果的に国試に向けての勉強が出来、100%の合格率となるよう対策を練ってゆきたいと考えております。

学生部長を拝命して1カ月半が経過し、この間、医学教育指導者フォーラム、医学教育学会等に出席し、これからの医学教育に関して、勉強中であります。まだまだ素人の域をでませんが、幸い学生部委員は有能な方ばかりですので、ご指導を仰ぎながら全力を尽くす所在ですのでよろしくお願い致します。

新任教授紹介

第三内科学講座



北 浦 泰 (57歳)

1966年

大阪医科大学卒業

1971年

大阪医科大学助手

(内科学)

1981年

大阪医科大学講師

(内科学)

1996年 大阪医科大学助教授 (内科学)

1999年 大阪医科大学教授 (内科学)

大阪医科大学内科学講座、河村慧二郎教授の後任として本年6月1日より内科学講座を担当させていただくことになりました。私は、昭和41年本学を卒業し第三内科に入局、今日まで診療・教育・研究に努力してきました。この経験より大学においては診療・教育・研究の調和が重要との信念を深くし、「患者のための医学」という立場を堅持しています。第三内科は循環器疾患を主とし、腎疾患、感染症、結合織疾患などの診療に携わってきました。特に、心筋症に関しては他施設から症例の紹介が多く、専門的に診療・研究を行っています。また、冠動脈疾患についても積極的にインターベンションを行い、胸部外科との良好な関係の下に外科的治療をお願いしています。厚生省は大学病院の外来診療制限、保険医療見直し、卒後研修制度の改革を計画しており、これに現実的に対処し、本学を発展をさせるためには病診連携、病病連携を質量とも高め患者ソースの増加に尽力すべきと考えます。

私は、心筋症、心筋炎などを中心に研究を行い、心筋炎の「診断の手引き」を作成し広く用いられています。また、心筋症のウイルス病因を明らかにする研究を行ってきました。臨床においても分子生物学的研究が大きな位置を占めるようになり、今後は基礎との共同研究により

従来の研究を継続・発展させるべきと考えます。現在、文部省や厚生省の方針により医学教育は一大変革期にあります。卒前教育は「6年間一貫教育」として新カリキュラムが開始されますが、これが単なる臨床教育の前倒しであるとはなりません。卒後教育も厚生省主導によるスーパーローテーションが指示され、新しい内科診療科体制に沿って実現する必要があります。

我が国の医学・医療を取り巻く状況は厳しく、医師が医の倫理の確立、エイズやがんなどの疾病の克服、増加する循環器疾患の対策、インフォームド・コンセントの重視、evidence-based medicineに基づく診療など多くの課題に取り組むことが求められています。このような環境下で創立70周年を向かえた本学が目指すべきものは国公立大学の模倣ではなく、私学として特色ある地位を築くことと考えます。教授は独断を避け、研究グループの自主を尊重し、医局員が安心して診療・研究・教育に没頭できる環境を作ることが重要です。内科は専門化が進み、講座の枠を超えた協力関係が必要になっています。これまでの他科との良好な人間関係をもとに、講座を超えて結集すれば本学の発展が期待できると考えます。以上、本学の伝統を尊重しつつ、新しい診療・研究・教育を現実的に実行して、特色ある内科を作るため全力を尽くす所存です。

宜しく願い申し上げます。

規 程 改 正

学校法人大阪医科大学就業規則の一部改正について

学校法人大阪医科大学就業規則が次のとおり改正されました。

学校法人 大阪医科大学就業規則 (関係条文新旧対照表)

新	旧
<p>第1条 此の就業規則（以下規則という）は大阪医科大学（附属病院を含む）（以下本学という）の職員に適用する。但し、<u>契約職員、短時間雇用職員（パートタイマー）</u>に関する規定は別に定める。</p>	<p>第1条 此の就業規則（以下規則という）は大阪医科大学（附属病院を含む）（以下本学という）の職員に適用する。但し、<u>短時間雇用職員（パートタイマー）</u>に関する規定は別に定める。</p>
<p>第3条 此の規則で監督管理の地位にある者とは次の役職にある者をいう。</p> <p>一 学長、学生部長、附属病院長、図書館長及び<u>教室主任教授</u></p> <p>二 部長、課長、技師長及び看護婦長</p> <p>三 附属看護専門学校長、教務課長及び<u>教務主任、事務長</u></p> <p>四 第一号乃至第三号の役職者の代理者を置く場合は代理者</p>	<p>第3条 此の規則で監督管理の地位にある者とは次の役職にある者をいう。</p> <p>一 学長、学生部長、附属病院長、図書館長及び<u>教室主任</u></p> <p>二 <u>事務局長、事務局次長、部長、企画室長、課長、技師長及び看護婦長</u></p> <p>三 附属看護専門学校長、教務課長及び<u>教務主任</u></p> <p>四 第一号乃至第三号の役職者の代理者を置く場合は代理者</p>
<p>第4条 職員は職制によって定められた上司の指示に従い、本学の秩序を保持し、上司は所属職員の人格を尊重し互いに協力してその職責を遂行しなければならない。</p> <p>2 <u>職員は職責を遂行する上で、次のことのないようにしなければならない。</u></p> <p>一 <u>職場での性的な言動によって他人に不快な思いをさせることや職場の環境を悪くすること。</u></p> <p>二 <u>むやみに異性の身体に接触したりするなど職務中の他の職員の業務に支障を与えるような性的な行為をしかけること。</u></p> <p>三 <u>職責を利用して交際を強要したり、性的関係を強要すること。</u></p>	<p>第4条 職員は職制によって定められた上司の指示に従い、本学の秩序を保持し、上司は所属職員の人格を尊重し互いに協力してその職責を遂行しなければならない。</p>
<p>第5条 本学は必要ある時職員に対し、<u>出向、配置替え、職種変更を命ずることがある。</u></p>	<p>第5条 本学は必要ある時は職員に対し、<u>転勤を命じ職種を変更することがある。</u></p>

新	旧
<p>第8条 職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。</p> <p>但し、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律により、育児・介護を行う者については、請求により深夜業務をさせない。</p> <p>一 大学教育職員 看護専門学校教員 事務職員（図書館・病院看護部・栄養給食課に勤務する者を除く。） 技術職員（電話交換手・栄養給食課に勤務する者を除く。）別表1</p> <p>二～六号省略</p> <p>七（1）（2）（4）省略 （3）保育士</p> <p>八～十号省略</p>	<p>第8条 職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。</p> <p>一 教育職員 事務職員（図書館・病院看護部・栄養給食課に勤務する者を除く。） 技術職員（電話交換手・栄養給食課に勤務する者を除く。）別表1</p> <p>二～六号省略</p> <p>七（1）（2）（4）省略 （3）保母</p> <p>八～十号省略</p>
<p>第18条 業務上必要ある場合は、労働基準法（以下「法」という。）第三十六条の定めによる協定の上、第八条に定める勤務時間以外及び第十六条に定める休日に勤務させることがある。但し、妊産婦からの申し出がある場合については、前項は適用しない。</p>	<p>第18条 業務上必要ある場合は、労働基準法（以下「法」という。）第三十六条の定めによる協定の上、第八条に定める勤務時間以外及び第十六条に定める休日に勤務させることがある。</p>
<p>第19条</p> <p>満十八歳未満、満十五歳以上の者は、一週間の労働時間が四十時間を超えない限り一日について二時間・一週間について四時間の範囲内で時間外勤務させることがある。この場合、一週間のうちいずれかの日の勤務時間を四時間とする。</p>	<p>第19条 満十八歳以上の女子には、規則第八条による労働時間のほか、四週間について二十四時間（附属病院に勤務する者については、二週間について十二時間）、一年について百五十時間を超えて時間外勤務させることはない。</p> <p>2. 満十八歳以上の女子で附属病院に勤務する者については休日に勤務させることはない。</p> <p>3. 法に定める業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者及び専門的な知識又は技術を必要とする業務に従事するものには、第一項及び第二項の規則を適用しない。</p> <p>4. 満十八歳未満、満十五歳以上の者は、一週間の労働時間が四十時間を超えない限り一日について二時間・一週間について四時間の範囲内で時間外勤務させることがある。この場合、一週間のうち<u>いづれか</u>の日の勤務時間を四時間とする。</p>
<p>第28条 女子職員には左の場合特別有給休暇を与える。</p> <p>一 生理休暇を請求したとき（高潮時）二日</p> <p>二 産前の休務を請求したとき 四十二日以内 但し、多胎妊娠の場合にあっては <u>九十八日以内</u></p> <p>三 産後 五十六日 但し、産前の休務が四十二日に満たなかった場合は、請求により残存日数以内を産後に加えて与えることができる。</p>	<p>第28条 女子職員には左の場合特別有給休暇を与える。</p> <p>一 生理休暇を請求したとき（高潮時）二日</p> <p>二 産前の休務を請求したとき 四十二日以内 但し、多胎妊娠の場合にあっては <u>七十日以内</u></p> <p>三 産後 五十六日 但し、産前の休務が四十二日に満たなかった場合は、請求により残存日数以内を産後に加えて与えることができる。</p>

新				旧		
第35条 職員はその同居の家族又は同居人が 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病に罹り 或はその疑似症であるときは直に所属長に <u>申し出</u> で勤務上の指示を受けなければならない。				第35条 職員はその同居の家族又は同居人が法定伝染病に罹り或はその疑似症であるときは直に所属長に <u>申出</u> で勤務上の指示を受けなければならない。		
第46条 左の場合は前条の規定に拘らず解雇することはない。 一 職員は業務上の負傷若しくは疾病により療養のため欠勤する期間中及びその後三十日間 二 女子職員の産前六週間（多胎妊娠の場合は十四週間）、産後八週間の間に欠勤したる期間中及びその後三十日間 2. 前項第一号の期間が三年を超えた場合に平均賃金の千二百日分の打切補償を行う場合はこの限りでない。				第46条 左の場合は前条の規定に拘らず解雇することはない。 一 職員は業務上の負傷若しくは疾病により療養のため欠勤する期間中及びその後三十日間 二 女子職員の産前産後各六週間の間に欠勤したる期間中及びその後三十日間 2. 前項第一号の期間が三年を超えた場合に平均賃金の千二百日分の打切補償を行う場合はこの限りでない。		
第48条 懲戒は譴責・出勤停止・減給・解雇の四種とする。但し、解雇については、情状により諭旨解雇にすることができる。				第48条 懲戒は譴責・出勤停止・減給・解雇の四種とする。		
第50条 懲戒は別に定むる懲戒委員会に諮って <u>理事長</u> が行う。				第50条 懲戒は別に定むる懲戒委員会に諮って <u>学長</u> が行う。但し、減給・解雇の場合は学長の具状に依り理事長がこれを行う。		
附 則 (施行期日) この改正は、平成11年4月1日から施行する。						
附 則 (施行期日) この改正は、平成11年7月1日から施行する						
別表1 <u>大学教育職員</u> <u>看護専門学校教員</u> 事務職員（図書館・病院看護部・栄養給食課に勤務する者を除く。） 技術職員（電話交換手・栄養給食課に勤務する者を除く。）				別表1 <u>教育職員</u> 事務職員（図書館・病院看護部・栄養給食課に勤務する者を除く。） 技術職員（電話交換手・栄養給食課に勤務する者を除く。）		
区分等	勤務時間	休憩時間	備考等	勤務時間	休憩時間	備考
通常・ 全日勤務	平日 1) 始業 8 時30分～終業 16時50分 2) 始業 9 時00分～終業 17時20分	①11時30分～12時30分 ②12時00分～13時00分 ③12時30分～13時30分 ④12時10分～13時00分 ⑤12時50分～13時40分 ①～⑤のいずれかを交替により与える。	通常・ 全日勤務	平日 1) 始業 8 時30分～終業 16時50分	①11時30分～12時30分 ②12時00分～13時00分 ③12時30分～13時30分 ④12時10分～13時00分 ⑤12時50分～13時40分 ①～⑤のいずれかを交替により与える。	
通常・ 半日勤務	土曜日 始業 8 時30分～終業12 時40分		通常・ 半日勤務	土曜日 始業 8 時30分～終業12 時40分		
別表17 病棟勤務者（保育士） 別表18 保育室勤務者（保育士）				別表17 病棟勤務者（保母） 別表18 保育室勤務者（保母）		

* 就業規則の訂正（第八条第9号 別表21 別表22の訂正）

正	誤
別表21 一般食担当者（ <u>用務員</u> ） 別表22 特別食担当者（ <u>用務員</u> ）	別表21 一般食担当者（ <u>栄養士 調理師</u> ） 別表22 特別食担当者（ <u>栄養士 調理師</u> ）

*（第十六条第2項の表の訂正）

正	誤
対象職員 病院栄養給食課 一般食担当（ <u>栄養士・調理師・用務員</u> ） 特別食担当（ <u>栄養士・調理師・用務員</u> ）	対象職員 病院栄養給食課 一般食担当（ <u>栄養士・調理師</u> ） 特別食担当（ <u>栄養士・調理師</u> ）

学校法人大阪医科大学給与規則及び学校法人大阪医科大学退職金規程の一部改正について

職員が死亡したときの賃金及び退職金の受取人を明確にすると共に、懲戒解雇時の退職金不支給を新たに規定することなどを目的に、学校法人大阪医科大学給与規則と学校法人大阪医科大学退職金規程が次のとおり改正されました。

学校法人 大阪医科大学給与規則 (関係条文新旧対照表)

新	旧
<p>第13条 前条の規定によって平均賃金を計算する場合には次の各号の一に該当する日数及びその期間中の賃金は算入しない。</p> <p>一 省略 二 <u>女子職員の産前六週間（多胎妊娠の場合は十四週間） 産後八週間の間休業した期間</u> 三 省略</p>	<p>第13条 前条の規定によって平均賃金を計算する場合には次の各号の一に該当する日数及びその期間中の賃金は算入しない。</p> <p>一 省略 二 <u>女子の産前産後各六週間の間休業した期間</u> 三 省略</p>
<p>第16条 次の場合には前条の規定にかかわらず<u>第一号</u>については法定相続人、<u>第二号</u>については職員から請求があった場合には、七日以内にその時点までの未払い賃金を支払う。</p> <p>一 死亡したとき 二 退職又は解雇されたとき</p>	<p>第16条 次の場合には前条の規定にかかわらず<u>職員の請求</u>があった日から七日以内に賃金を支払う。</p> <p>一 死亡したとき 二 退職又は解雇されたとき</p>

新	旧
<p>第16条の2 職員が死亡したときに賃金または金員を支払う法定相続人の順序は次のとおりとする。</p> <p>一 配偶者</p> <p>二 配偶者がいない場合は、次の順序とする。</p> <p>①子 ②養父母 ③実父母 ④孫</p> <p>⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹</p> <p>但し、同順位の者が二人以上ある場合には、その人数により等分するものとする。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この改正は、平成11年7月13日から施行する。</p>	

学校法人 大阪医科大学退職金規程
(関係条文新旧対照表)

新	旧
<p>第4条 職員が懲戒解雇された場合は、退職金は支給しない。但し、事情により一部または全部について支給することがある。</p>	
<p>第5条 退職金は、直接本人に支払う。但し、職員が死亡した時の支払については、給与規則第十六条の二を準用する。</p>	
<p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この改正は、平成11年7月13日から施行する。</p>	

学校法人大阪医科大学契約職員就業規則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この就業規則（以下規則という）は、大阪医科大学職員に適用する就業規則（昭和23年7月15日施行。以下本学職員の就業規則という）第1条の規定により契約職員の就業に関する事項を規定する。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令および個別の雇用契約に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規則により採用されたものを契約職員とする。

(規則の遵守)

- 第3条 契約職員は、この規則を遵守し、誠実に勤務しなければならない。

第2章 人 事

(採用ならびに提出書類)

- 第4条 本学は、所定の手続きを経て選考を行った適任者を、契約職員として採用する。
- 2 契約職員は、採用の時に次の書類を提出しなければならない。
- ①履歴書
 - ②契約書
 - ③その他必要書類
- 3 本学は、契約職員を採用する場合、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施する。

(雇用契約)

- 第5条 本学は、契約職員と個々に、雇用期間・勤務内容・勤務時間・休日・本給等の労働条件を定めた雇用契約を締結する。

(試用期間)

- 第6条 本学は、新たに採用した契約職員については、試用期間として2カ月以上3カ月未満の雇用契約を締結する。
- 2 前項の試用期間を経て、本学が引き続き勤務させることを適当と認めた場合には、雇用契約を更新する。

(契約の消滅)

- 第7条 契約職員が次の各号の一に該当する場合は雇用契約は消滅する。
- ①契約期間が満了したとき
 - ②契約期間中に本人が退職を申し出て本学が承認したとき
 - ③契約期間中に本人が死亡したとき

(解雇)

- 第8条 契約職員が、次の各号の一に該当する場合は契約期間中であっても解雇する。
- ①勤務成績不良で契約職員として不適当と認められるとき
 - ②心身の故障により業務にたえられないと認められるとき

- ③この規則または雇用契約の定めに違反したとき
- ④業務の都合により止むを得ない理由のあるとき
- 2 契約職員を解雇するときは、30日前に予告するか、予告に替わる手当を支払う。ただし、行政官庁の認定を受けたときはこの限りではない。

(更新)

- 第9条 本学は業務上の必要がある場合には、契約期間満了後、雇用契約を更新する場合がある。
- 2 本学は、更新に際し、契約職員の勤務成績、健康状態等を確認する。
 - 3 更新回数は試用期間満了時における更新を含め、最高5回を限度とする。

第3章 勤 務

(勤務時間)

- 第10条 契約職員の勤務時間は、1日実働7時間以内を原則とし勤務の終始時刻及び勤務時間は各個別の契約において定める。
- 2 前項の勤務の終始時刻及び勤務時間は、季節により又は業務の都合により労働基準法の定める範囲内でこれを変更することがある。
 - 3 契約職員の休憩時間は、1時間とする。

(休日)

- 第11条 契約職員の休日は次のとおりとする。
- ①日曜日
 - ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - ③月の第二、第四の土曜日及び第一、第三、第五のいずれかの土曜日又は他の曜日(第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる日を除く)の半日
 - ④12月29日から翌年1月3日までの日(前三号に掲げる日を除く)
 - ⑤本学の創立記念日
 - ⑥個別の雇用契約において定めた日

(年次有給休暇)

- 第12条 雇用契約の更新を行い所定就業日数の8割以上勤務し、6ヵ月を超えて勤務するに至った契約職員について次の年次有給休暇を付与する。

勤続年数	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日

- ただし、1週間の所定労働時間が30時間に満たない者、もしくは所定労働日が4日以下の者の年次有給休暇については、労働基準法所定の比例付与をする。
- 2 年次有給休暇を受けようとする者は、事前に届け出なければならない。ただし、本学は業務上の都合により、年次有給休暇を他の日に変更することがある。

(時間外勤務)

- 第13条 本学は、業務上必要がある場合は、第10条の所定の勤務時間を超えて勤務させることがある。ただし、労働基準法第36条の協定の範囲内とする。

(服務規律)

第14条 契約職員は、次の事項を守り誠実に勤務しなければならない。

- ①規則、その他の諸規則を守ること
- ②上司の指示命令に従い、誠実に勤務すること
- ③本学の名誉、信用を毀損しないこと
- ④業務上知り得た機密を在職中はもとより、退職後であっても他に洩らさないこと
- ⑤職場の清潔、整頓に努め、また盗難や火災等、災害の防止に努めること
- ⑥勤務中は本学所定の名札等、本学が指定したものをつけること
- ⑦本学の物品をみだりに学外に持ち出したり、私用に供しないとともに、常に十分な注意をもって取り扱い、また保管すること
- ⑧その他業務の正常な運営を妨げ、または職場の秩序を乱すような行為を行わないこと

(賠償責任)

第15条 本学は、契約職員が故意又は過失により、本学に経済的損害を与えた場合には、その全部または一部を賠償させることがある。

(欠勤・遅刻・早退)

第16条 病気その他止むを得ない理由により欠勤、遅刻、早退をする時は、事前に所属長に届けなければならない。

第4章 給 与

(給与の構成)

第17条 賃金の種類は、本給、職務手当、通勤手当、時間外勤務手当とする。

2 前項の本給は月給とする。

3 第1項のほか、必要と認めるときは、臨時の手当を支給することがある。

(本給・職務手当)

第18条 本給・職務手当は、職務内容を勘案し個別の雇用契約において定める。

(通勤手当)

第19条 通勤手当の支給については、大阪医科大学職員に適用する通勤手当支給規程を準用する。

(時間外勤務手当)

第20条 時間外勤務手当支給については、大阪医科大学職員に適用する給与規則第8条を準用する。

(給与計算締切日及び支払日)

第21条 契約職員の給与は、当月の1日から末日までを1ヵ月分（日割計算の場合は1ヵ月を30日とみなす）として計算し、本給ならびに通勤手当については、当月の25日に支給し、時間外勤務手当については、翌月の25日に支給する。ただし、個別の雇用契約において、別途支払方法を定めたものは除く。

2 支給当日が本学または取引銀行の休日にあたる時は、原則としてその前日を支給期日とする。

(給与の支払)

第22条 給与は、その全額を直接通貨で支払うか、もしくは契約職員の同意を得て、銀行その他金融機関の指定口座へ振り込む。ただし、社会保険料その他法令でさだめられたるものに限り通貨の一部を控除して支払う。

(欠勤控除)

第23条 契約職員が欠勤、遅刻、早退により勤務時間の全部または一部を勤務しなかったときは、その時間に対応する給与は支給しない。

(退職金)

第24条 退職金は支給しない。

第5章 福利厚生

(甲慰金)

第25条 本人が在職中に死亡したときは甲慰金を支給する。

甲慰金の額は5万円とする。

(健康診断)

第26条 本学は、契約職員に対し、法の定めるところにより、定期的に健康診断を行う。

第6章 災害給付

(災害補償)

第27条 契約職員が、業務上または通勤途上で負傷し、または疾病にかかったときは、労働基準法、労働者災害補償保険法等の定めるところにより、補償を行う。

第7章 附 則

(施行日)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

訃 報

第3内科学助教授の弘田雄三先生が、
去る6月1日(火)午前1時15分、解離
性大動脈瘤破裂のため本学附属病院で逝
去されました。

本学名誉教授の越賀一雄先生が、去る
7月21日(水)逝去されました。

ここに慎んでご冥福をお祈り申し上げます。

人 事

〔法 人〕

理 事

退 任	藤本 守	5.31
就 任	島田 眞久	6. 1
〃	中山 太郎	6. 8
再 任	藤本 正三	〃
〃	平井 博	〃
〃	原 亮太	〃

評 議 員

第1号評議員 (本学教職員)

再 任	佐々木進次郎	6. 1
〃	清金 公裕	〃
〃	多田 數義	〃
〃	平野 勝	〃
〃	竹中 洋	〃
〃	勢川瑠美子	〃
就 任	阿部 宗昭	〃
再 任	植木 實	6. 8
就 任	鏡山 博行	〃
退 任	多田 數義	6.30
〃	平野 勝	〃

第2号評議員 (本学卒業生)

退 任	平井 博	5.31
〃	江原 英彦	〃
〃	下山 誠	〃
再 任	町塚 道夫	6. 1
〃	由谷三千夫	〃
〃	藤高 道也	〃
就 任	西林 茂祐	〃
再 任	藤本 正三	〃
〃	原 亮多	〃
〃	太田 元治	〃
就 任	加野 敏	〃
〃	古玉 宏	〃
〃	檜垣 勝	〃

第3号評議員 (学 長)

退 任	藤本 守	5.31
就 任	島田 眞久	6. 1

第4号評議員 (理事長)

再 任	田中 忠彌	6. 1
-----	-------	------

第5号評議員 (学識経験者)

退 任	岡島 邦雄	5.31
〃	北村 八郎	〃

退 任	佐藤 博之	5.31
〃	武内 敦郎	〃
〃	利倉 暎一	〃
〃	中井 益代	〃
〃	西村 忠史	〃
〃	早石 修	〃
〃	松村 實	〃
就 任	東 郁郎	6. 1
〃	下山 誠	〃
再 任	谷村 和治	〃
就 任	中山 太郎	〃
〃	平井 宏	〃
〃	藤田 和子	〃
〃	美濃 眞	〃
〃	吉田 康久	〃

(注) 第1号～5号評議員

寄付行為第14条第1項に規定された評議員

顧 問

退 嘱	江村 利雄	4.30
委 嘱	奥本 務	5.11
再 委 嘱	中山 太郎	5.14

学 長

退 任	藤本 守	5.31
就 任	島田 眞久	6. 1

〔採 用〕

助 教 授	辻 求 (中央検査部)	5.16
助 手	篠原 尚 (一般・消化器外科学)	〃
〃	伊藤 隆英 (内科学Ⅲ)	6.16
〃	鈴木 秀治 (〃)	〃
〃	小島 敬史 (内科学Ⅱ)	7. 1
〃	佐藤 文平 (眼 科 学)	〃
〃	土井 健司 (放射線医学)	〃
〃	熊谷 広治 (産婦人科学)	〃
〃	成 善徹 (形成外科学)	〃
〃	田中 馨 (I C U)	〃

〔退 職〕

看 護 職 員	安本 理恵 (病院看護部)	5.31
助 教 授	弘田 雄三 (内科学Ⅲ)	6. 1
看 護 職 員	井上 さよ (病院看護部)	6. 9

助 手	白壁 理志 (形成外科学)	6.15
講 師	田中 雅也 (内科学Ⅱ)	6.30
〃	岡本 吉明 (産婦人科学)	〃
助 手	西垣 昌人 (眼 科 学)	〃
〃	酒井 亮一 (〃)	〃
〃	松岡 孝枝 (放射線医学)	〃
〃	植木 健 (産婦人科学)	〃
〃	岡本 健 (I C U)	〃
事務局長兼 総務部長	多田 數義 (事 務 局)	〃
事 務 員	伊賀 敏勝 (病院事務部)	〃
〃	大下 泰美 (病院事務部 管 理 課)	〃
技 術 員 (診療放射線技師)	下橋ひとみ (放 射 線 科)	〃
技 術 員 (栄養士)	南野百合子 (病院事務部 栄養給食課)	〃
看護副部長	小林千恵子 (病院看護部)	〃
看 護 婦	小野奈緒子 (〃)	〃
〃	津田 千秋 (〃)	〃
〃	山崎 優子 (〃)	〃
〃	作野 泉 (〃)	〃
〃	公文 麻紀 (〃)	〃
〃	上田 正美 (〃)	〃
〃	板井志穂海 (〃)	〃
〃	石川美保子 (〃)	〃
〃	萩原津谷子 (〃)	〃
〃	東野さつき (〃)	〃
看護職員	仲村 千尋 (〃)	〃
〔昇任〕		
内科学Ⅱ 講 師	本合 泰 (学内講師)	7. 1
総務部総務課長兼 企画課課長代理	門田 雅人 (総務部庶務課 課長代理)	〃
総 務 部 財 務 課 長	大槻 哲彦 (財務部経理課 課長代理)	〃
病院事務部 病院サービス課長	出坂 秀雄 (病院事務部医事 第二課課長代理)	〃
総務部管財用度課 課長補佐	中尾 基克 (総務部庶務課 主 任)	〃
リハビリテーション科 技師長補佐	大野 博司 (リハビリテーション科 技 術 主 任)	〃
総 務 部 人 事 課 主 任	藤岡 俊吾 (病院事務部医事 第一課事務員)	〃
リハビリテーション科 技 術 主 任	梶田 真弘 (リハビリテーション科 技 術 員)	〃
中央検査部 技 術 主 任	池本 敏行 (中央検査部 技 術 員)	〃

〔異 動〕

学生部担当部長 (学務担当)	平野 勝 (病院事務部長兼 医事第一課長)	7. 1
病院事務部参事 (サービス管理担当)	坂本 詔志 (総務部長代理)	〃
病院事務部用度課長 兼務を解く	橋口 直栄 (病院事務部長代理兼 用度課長)	〃
総務部企画課長兼 人事課長	成松 正治 (総 務 部 庶 務 課 長)	〃
総務部管財用度 課 長	楠 善行 (財 務 部 会 計 課 長)	〃
図書館課長	茂幾 周治 (図書館課長)	〃
総務部付事業経理担当課長 (学校債・寄付金担当)	西田 伸忠 (総 務 部 教 務 課 長)	〃
学生部学務課 課長代理	久保 克己 (総務部企画室長代理兼 庶務課課長代理)	〃
総務部総務課課長補佐 (保安担当)	中村 高荘 (総務部保安課 課長補佐)	〃
総務部人事課 課長補佐	段野 利衛 (総務部庶務課 課長補佐)	〃
〃	藤永 孝 (総務部庶務課課長補佐兼 病院医療情報部)	〃
総務部財務課 課長補佐	津田 正博 (病院事務部医事 第二課課長補佐)	〃
学生部学務課 課長補佐	蔵本 勝彦 (総務部教務課 課長補佐)	〃
〃	友永 孝則 (教 養 部 課 長 補 佐)	〃
病院事務部 医事課長	吉間 正男 (病院事務部 管 理 課 長)	〃
病院事務部医事課 課長代理	福島 猛 (病院事務部医事 第二課課長代理)	〃
〃	小島 正 (〃)	〃
〃	桐山 賢良 (病院事務部医事 第一課課長代理)	〃
病院事務部医事課 課長補佐	権藤 眞治 (病院事務部用度課 課長補佐)	〃
病院事務部医事課 課長補佐	田村 悦雄 (病院事務部医事 第一課課長補佐)	〃
〃	小篠 明 (〃)	〃
〃	藤川 光昭 (病院事務部医事 第二課課長補佐)	〃
学生部学務課 主 任	荒岡 啓子 (総 務 部 教 務 課 主 任)	〃
総務部総務課主任 (車輛担当)	山中 正道 (総務部庶務課 主 任)	〃
〃 (電話交換担当)	杉田 凉子 (総 務 部 庶 務 課 主 任)	〃
〃 (保安担当)	田中 修 (総 務 部 保 安 課 主 任)	〃

総務部 人事課主任	尾上千鶴子 (総務部) 庶務課主任	7. 1	*	総務部庶務課に属する技能員（電話交換手）及び用務員は、総務部総務課技能員及び同用務員とする。
総務部 財務課主任	福田 謙二 (財務部) 経理課主任兼 病院医療情報部	〃	*	総務部保安課に属する守衛は総務部総務課守衛とする。
〃	小林 悦子 (財務部) 会計課主任	〃	*	総務部教務課に属する事務員及び用務員は、学生部学務課事務員及び同用務員とする。
総務部管財 用度課主 任	高井 次雄 (病院事務部) 用度課主任	〃	*	財務部経理課及び同会計課に属する事務員は、総務部財務課事務員とする。
〃	谷口 明美 (〃)	〃	*	病院事務部用度課に属する事務員及び用務員は、総務部管財用度課事務員及び同用務員とする。
総務部管財 用度課技術 主任 (水質検査室 担当)	片山 憲二 (総務部) 庶務課主任	〃	*	病院事務部管理課に属する事務員及び用務員は、病院事務部医事第一課及び医事第二課に属する事務員は、病院事務部医事課事務員とする。
〃	平井 隆司 (〃)	〃	*	病院事務部管理課に属する事務員及び用務員は、病院サービス課事務員及び同用務員とする。
病院事務部 病院 サービス課 主任	岩橋 朗 (病院事務部) 管理課主任	〃	*	図書館事務員は、図書館課事務員とする。
病院事務部 医事課主任	青山早智子 (病院事務部) 医事第一課主任	〃		
〃	松崎美津代 (〃)	〃		
〃	井上 妙子 (病院事務部) 医事第二課主任	〃		
〃	田村美由紀 (〃)	〃		
〃	小林 詩子 (〃)	〃		
病院事務部 医事課 病歴室主任	金森ひろ子 (病院事務部) 医事第二課 病歴室主任	〃		
図書館 課主 任	乾 瑠美 (図書館主任)	〃		
〃	福広 利明 (〃)	〃		
〃	宮本 高行 (〃)	〃		
総務部総務 課事務員	脇田 美子 (総務部) 庶務課 事務員	〃		
〃	松田 久美 (〃)	〃		
〃	貝路 由紀 (〃)	〃		
〃	渡部奈々江 (〃)	〃		
〃	外山 智士 (〃)	〃		
総務部人事 課事務員	塩路 篤 (〃)	〃		
〃	下嶋 亜紀 (〃)	〃		
総務部管財 用度課 事務員	梅田めぐみ (〃)	〃		
〃	花本富士子 (〃)	〃		
〃	小林 洋樹 (〃)	〃		
〃	吉田 有里 (〃)	〃		
〃	植田 浩行 (〃)	〃		
総務部管財 用度課 用務員	宮島 正 (総務部) 庶務課 用務員	〃		
中央検査部 事務員	多富 朝子 (中央検査部) 用務員	〃		
医学情報処理センター 事務員	吉田 真弓 (総務部) 庶務課 事務員	〃		

〔委嘱・解嘱〕
(委 嘱)
客員教授
野澤 眞澄 6. 16

学内講師
助 手 佐藤 文平 (眼 科 学) 7. 1
中山国際医学医療交流センター長
助 教 授 山本 隆一 (病院医療情報部) 5. 11
中山国際医学医療交流センター顧問
名 誉 教 授 大澤 仲昭 5. 11
ハイテク・リサーチ・センター副センター長
教 授 宮崎 瑞夫 (薬 理 学) 5. 26

学生部長
教 授 阿部 宗昭 (整形外科学) 6. 1

学生部委員会委員
教 授 勝 健一 (内 科 学 II) 〃

新総合棟（7号館）建築実務委員会
第1小委員会部門担当分科会委員教育・研究部門担当
教 授 大槻 勝紀 (解剖学 I) 6. 3
〃 玉井 浩 (小児科学) 〃
助 教 授 山本 隆一 (病院医療情報部) 〃

新総合棟（7号館）建築実務委員会第1小委員会部門担当分科会委員内科外来部門担当
教 授 竹中 洋 (耳鼻咽喉科学) 6. 3
〃 北浦 泰 (内 科 学 III) 〃
助 教 授 高松 順太 (内 科 学 I) 〃
〃 山本 隆一 (病院医療情報部) 〃
診療助教授 平田 一郎 (内 科 学 II) 〃

新総合棟（7号館）建築実務委員会第1小委員会部門担当分科会委員内科病棟部門担当

教 授	竹中 洋（耳鼻咽喉科学）	6. 3
〃	北浦 泰（内科学Ⅲ）	〃
助 教 授	高松 順太（内科学Ⅰ）	〃
〃	山本 隆一（病院医療情報部）	〃
診療助教授	平田 一郎（内科学Ⅱ）	〃

新総合棟（7号館）建築実務委員会第1小委員会部門担当分科会委員センター部門担当

教 授	植林 勇（放射線医学）	6. 3
講 師	立花 秀一（胸部外科学）	〃
学内講師	関 庚燁（内科学Ⅰ）	〃

自己点検・評価組織委員会小委員会（附属病院部会）委員長

附属病院副院長 教 授	清水 章（病態検査学）	6. 9
----------------	-------------	------

自己点検・評価組織委員会委員

学生部長 教 授	阿部 宗昭（整形外科学）	6. 9
附属病院院長 教 授	佐々木進次郎（胸部外科学）	〃
学生部教務 委員会委員長 教 授	大槻 勝紀（解剖学Ⅰ）	〃
学生部学生生活 委員会委員長 教 授	米田 博（神経精神医学）	〃
大学院小委員会 委員長 教 授	宮崎 瑞夫（薬理学）	〃
助 教 授	西村保一郎（数 学）	〃
事務局長	多田 數義（事務局）	〃
課 長	成松 正治（総務部 庶務課）	〃
課 長	西田 伸忠（総務部 教務課）	〃

同上委員会委員長

学生部長 教 授	阿部 宗昭（整形外科学）	6. 9
-------------	--------------	------

カリキュラム検討委員会委員

教 授	千原精志郎（心理学）	6. 9
〃	大槻 勝紀（解剖学Ⅰ）	〃
〃	窪田 隆裕（生理学Ⅱ）	〃
〃	鏡山 博行（医化学）	〃
〃	米田 博（神経精神医学）	〃
〃	阿部 宗昭（整形外科学）	〃
助 教 授	田中 英高（小児科学）	〃
〃	末吉 公三（放射線医学）	〃
〃	後山 尚久（産婦人科学）	〃

講 師	宮本 学（生理学Ⅰ）	6. 1
〃	篠田 恵一（内科学Ⅰ）	〃
〃	島本 史夫（内科学Ⅱ）	〃
〃	出口 寛文（内科学Ⅲ）	〃

同上検討委員会委員長

教 授	鏡山 博行（医化学）	6. 9
-----	------------	------

自己点検・評価組織委員会小委員会（附属病院部会）委員

病院薬剤部長 教 授	竹中 洋（耳鼻咽喉科学）	6. 9
助 教 授	末吉 公三（放射線医学）	〃
〃	後山 尚久（産婦人科学）	〃
〃	島田 恭光（リハビリテーション科）	〃
学内講師	坂根 貞樹（内科学Ⅰ）	〃
〃	片山 博視（小児科学）	〃
助 手	奥田 準二（一般・消化器外科学）	〃
〃	村尾 仁（中央検査部）	〃
看護部長代理	神谷美佐子（病院看護部）	〃
事務部長代理	橋口 直栄（病院事務部）	〃
病院医療情報 部 企画課長	岩本 暢泰（病院医療情報部）	〃
管理課長	吉間 正男（病院事務部）	〃
医事第二課 課長補佐	津田 正博（病院事務部）	〃

病院経営検討委員会委員

教 授	北浦 泰（内科学Ⅲ）	6.21
助 教 授	山本 隆一（病院医療情報部）	〃

院外処方推進委員会委員

助 手	江村 成就（神経精神医学）	6.22
-----	---------------	------

医学情報処理センター運営委員会委員

助 教 授	山本 隆一（病院医療情報部）	6.23
課 長	茂幾 周治（図書館）	〃

プレテスト委員会委員

教 授	米田 博（神経精神医学）	6.23
〃	玉井 浩（小児科学）	〃
助 教 授	田中 英高（ 〃 ）	〃
〃	草壁 秀成（皮膚科学）	〃
〃	島田 恭光（リハビリテーション科）	〃
講 師	前田 環（病理学Ⅱ）	〃
〃	杉野 正一（内科学Ⅰ）	〃
〃	島本 史夫（内科学Ⅱ）	〃
〃	諏訪 道博（内科学Ⅲ）	〃
〃	豊田 昌夫（一般・消化器外科学）	〃

同上委員会委員長

教 授	玉井 浩（小児科学）	6.23
-----	------------	------

シラバス作成委員会委員

教 授	田中 正寛（物理学）	6.23
-----	------------	------

教 授 谷川 允彦 (一般・消化器科学)	6. 23	実験動物 センター長 教 授	芝山 雄老 (病理学 I)	7. 7
〃 勝岡 洋治 (泌尿器科学)	〃			
〃 竹中 洋 (耳鼻咽喉科学)	〃	バイオハザード 実験室長 教 授	佐野 浩一 (微生物学)	〃
助 教 授 末吉 公三 (放射線医学)	〃			
〃 後山 尚久 (産婦人科学)	〃	医学情報処理センター長 ハ行カ州センター長 教 授	玉井 浩 (小児科学)	〃
診療助教授 近藤敬一郎 (胸部外科学)	〃			
講 師 宮本 学 (生理学 I)	〃	附属病院副院長 教 授	清水 章 (病態検査学)	〃
同上委員会委員長		(解 嘱)		
教 授 谷川 允彦 (一般・消化器科学)	6. 23	学生部長		
総合試験委員会委員		教 授 島田 眞久 (解剖学 II)	5. 31	
教 授 勝 健一 (内科学 II)	6. 23	学生部委員会委員		
助 教 授 黒田 健治 (神経精神医学)	〃	教 授 阿部 宗昭 (整形外科学)	5. 31	
〃 麻田 邦夫 (胸部外科学)	〃			
〃 末吉 公三 (放射線医学)	〃			
〃 後山 尚久 (産婦人科学)	〃			
講 師 篠田 恵一 (内科学 I)	〃	[休 職]		
〃 出口 寛文 (内科学 II)	〃	講 師 上田 晃一 (形成外科学)	4. 11	
〃 森田 眞照 (一般・消化器科学)	〃	助 手 長谷川 稔 (内科学 II)	5. 15	
〃 土居 宗算 (整形外科学)	〃	技 術 員 栗原きよみ (中央検査部)	6. 5	
〃 徳岡 覚 (眼 科 学)	〃			
〃 山本 雄三 (耳鼻咽喉科学)	〃			
同上委員会委員長		[海外渡航]		
教 授 勝 健一 (内科学 II)	6. 23	横田 伸吾 (神経精神医学助手)		
新入学生外合宿企画実行委員会委員長		韓国 (ソウル)	5. 5~5. 9	
教 授 千原精志郎 (心 理 学)	6. 23	榎林 勇 (放射線医学教授)		
新入学生外合宿企画実行委員会委員		末吉 公三 (〃 助教授)		
教 授 勝 健一 (内科学 II)	〃	辰 吉光 (〃 学内講師)		
〃 北浦 泰 (内科学 III)	〃	中国 (西安市)	5. 10~5. 14	
〃 玉井 浩 (小児科学)	〃	谷川 允彦 (一般・消化器外科学教授)		
〃 竹中 洋 (耳鼻咽喉科学)	〃	アメリカ (アトランタ)	5. 14~5. 19	
助 教 授 渡邊 文眞 (衛生学・公衆衛生学)	〃	滝内 比呂也 (内科学 II 学内講師)		
診療助教授 石原 正 (内科学 I)	〃	アメリカ (アトランタ)	5. 14~5. 21	
講 師 中川 一成 (ドイツ語)	〃	太田 富雄 (脳神経外科学教授)		
〃 森 禎章 (生理学 II)	〃	韓国	5. 20~5. 22	
〃 豊田 昌夫 (一般・消化器外科学)	〃	田中 孝生 (内科学 III 講師)		
教育研究・設備・装置補助費調整機構委員長		スイス、イタリア	6. 3~6. 13	
教 授 鏡山 博行 (医 化 学)	7. 7	清水 章 (病態検査学教授)		
教育研究・設備・装置補助費調整機構委員		イタリア (フローレンス、ナポリ)	6. 5~6. 16	
学生部長 阿部 宗昭 (整形外科学)	7. 7	吉田 龍太郎 (生理学 II 助教授)		
教 授 宮崎 瑞夫 (薬 理 学)	〃	アメリカ (ニューロンドン)	6. 6~6. 12	
大学院 小委員会委員長		小森 剛 (放射線医学助手)		
教 授 今井 雄介 (生理学 I)	〃	アメリカ、カナダ	6. 6~6. 13	
機器共同利用 センター長		田嶋 定夫 (形成外科学教授)		
教 授 今井 雄介 (生理学 I)	〃	アメリカ (バージニア大学)	6. 7~6. 10	
		渡辺 美鈴 (衛生学・公衆衛生学講師)		
		韓国 (ソウル)	6. 8~6. 11	

西村 光 (内科学Ⅲ学内講師)	
イタリア (ミラノ)	6.10~6.18
和田 明 (物理学助教授)	
時松 敬明 (〃 講師)	
吉田 秀司 (〃 助手)	
デンマーク、スウェーデン	6.12~6.23
中西 豊文 (病態検査学講師)	
アメリカ (ダラス)	6.13~6.19
金 明博 (整形外科学学内講師)	
アメリカ (ハワイ)	6.17~6.22
森田 眞照 (一般・消化器外科学講師)	
オーストリア (リンツ)	6.19~6.28
奥田 準二 (一般・消化器外科学助手)	
オーストリア (リンツ)	6.22~6.28
韓国 (アンサンン市)	6.22~6.28
中島 正之 (眼科学診療助教授)	
スウェーデン (ストックホルム)	6.24~7. 3
田中 嘉雄 (形成外科学助教授)	
アメリカ (サンフランシスコ)	6.26~7. 3
酒井 亮一 (眼科学助手)	
スウェーデン (ストックホルム)	6.26~7. 3
(留 学)	
長谷川 稔 (内科学Ⅱ助手)	
アメリカ (MDアンダーソン癌センター)	5. 5~11.14

お詫びと訂正

前回発行の40号に一部誤りがありましたので、お詫びし訂正致します。

P24 (人事) [委嘱・解嘱]

放射線安全委員会委員

(誤) 診療助教授 陰山 克 (内科学Ⅱ)

↓

(正) 診療教授 陰山 克 (内科学Ⅱ)

平成10年度決算について

総務部財務課

〈決算の概要〉

平成10年度決算は、本年5月29日開催の理事会において議決され、同日開催の評議員会において報告了承されました。

さて、平成に入って以来10カ年度を経過しました。丁度くぎりの年でもありますので、この間の本学の財政状況について簡単に説明します。

平成という時代の前半は、本学にとって順風の時代でありました。医療収入におきましては平成4年度には対前年比約15億円増、預金の受取利息は金利の最高水準であった平成3年度には本年度とくらべて約6億円の増収となっております。

また、薬価の割引率も平成3年度までは24.5%と高い水準でありました。

本年度とくらべて実に倍以上の数字となっております。

これらを受けて預金のストックも大幅に増加し、総合研究棟、駐車場、本館・図書館棟等の大型の設備投資ができたわけです。ところが、平成の後半にはいりますと医療費の抑制、金利水準の低下、消費税の税率の引上、薬価差益の減少等本学をとりまく財政状況は悪化の一途をたどりました。平成8年度にはついに創立以来の赤字に転落したわけです。一昨年来本法人としても財政の健全化に真剣にとりくんだ結果、9年度には赤字幅は多少改善され、10年度にはさらに改善がみられます。

〈消費収支決算について〉

消費収支計算書（別表）の中の帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額が、学校法人の財政が健全か否かを計る目安となりますが、本年度は約1億7千万円の赤字となっております。

さらに、帰属収入から基本金組入額（学校法

人が教育研究診療活動に必要な資産を継続的に保持するための充当資金）を差し引いた消費収入と消費支出の差額については、約10億円の支出超過となっております。この支出超過額が余りに大きいと、過剰な設備投資をしているといえます。

以下、主な収入と支出について説明します。

『学生生徒等納付金』は、予算対比で約1千万円の増加となっております。入学辞退者の学納金が見込みより大きかったためです。なお、前年度決算と比べますと、約2億3千万円の増加となっております。教育充実費の分割納入分の増加とスライドによる増収が原因です。

『補助金』は、予算対比で1千5百万円の減少となっております。経常費補助金の配点が見込みより少なかったことが原因です。なお、前年度決算対比では約3千万円の減少となっておりますが、これは施設整備費補助金の申請額の減少によるものです。

『医療収入』は、予算対比で16億4千万円の減少となっております。入院診療収入においては約7億6千万円の減少ですが、病床の稼働率が見込みをかなり下まわったことが原因です。但し、前年度決算対比では約3億9千万円の増加となっております。

外来収入におきましては、予算対比で約9億1千万円の減少、決算対比では約3億円の減少となっております。昨年の診療報酬の改訂が入院に厚く外来に薄かったといえます。

『基本金組入』の主な内容は、生体分子相互作用分析システムおよび遺伝子改変動物細胞作成システムの購入等です。

『人件費』は、予算にたいし約3億9千万円の減少となっております。人件費のアップ率を高めに見込んだことによります。但し、前年度決算対比では、1億2千万円の増加となり約1%の伸びとなっております。

『教育研究経費』は、予算対比で10億円の減少となっております。主な原因は、医療材料費、修繕費、賃借費の減少によります。医療材料費については、医療診療収入が見込額をかなり下まわったことが原因です。他は経費節減のため11年度以降に事業を先おくりしたためです。

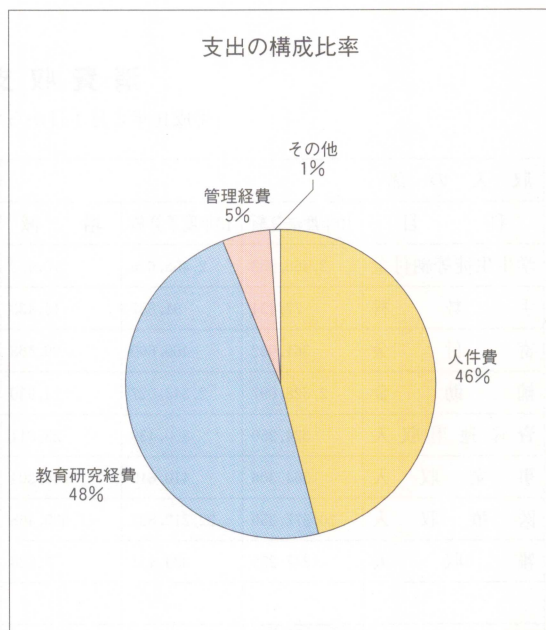
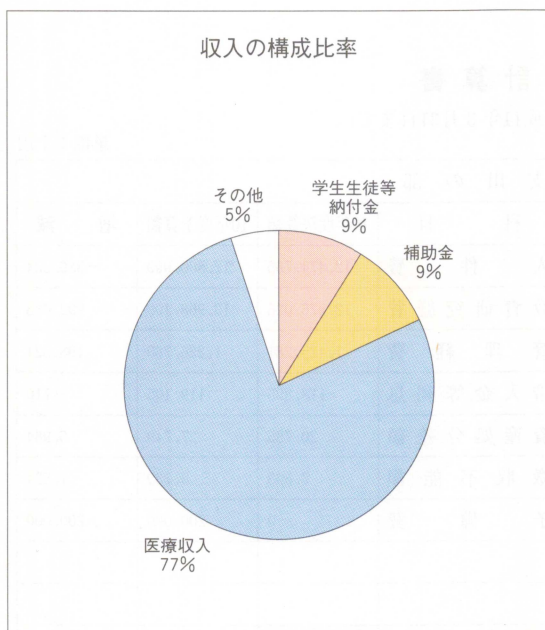
『管理経費』は、予算対比で約2億円の増加と

なっております。主な原因は、健保調整差金の増加によります。医療診療収入の1.6%となっており前年度とほぼ同率です。

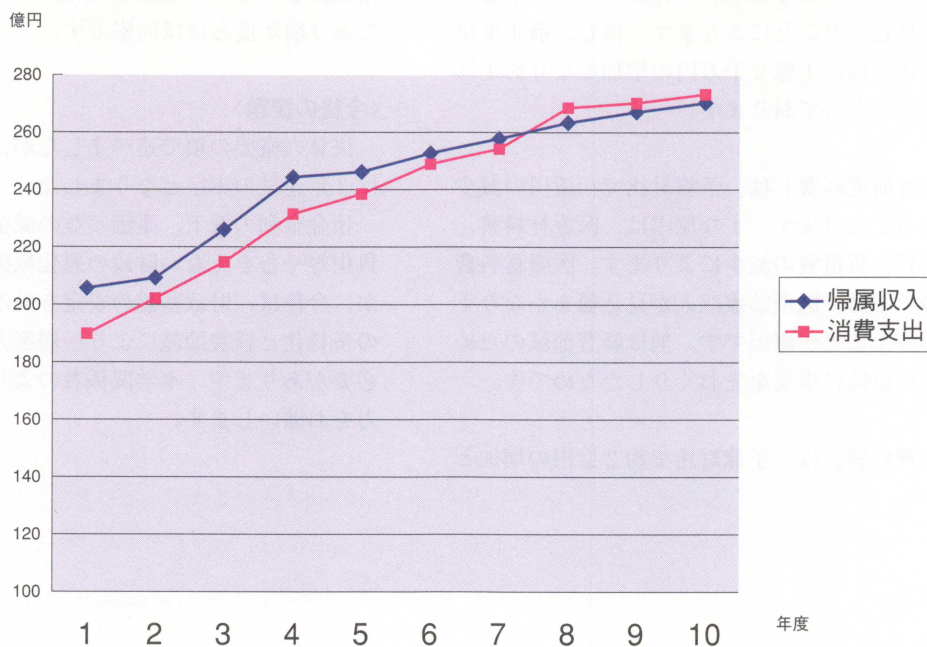
〈今後の課題〉

決算の概要の項で述べましたが、本法人決算は3年連続の赤字となりました。

預金金利の低下、薬価差益の減少、消費税の負担等やむをえない財政の悪化原因もありますが、今後は、財政基盤の安定を計るために収入の多様化と経費節減により一層努力を傾注する必要があります。本学関係者のより一層のご協力をお願いします。



帰属収支の推移



消費収支計算書

(平成10年4月1日から平成11年3月31日まで)

単位：千円

収入の部				支出の部			
科目	10年度決算額	10年度予算額	増減	科目	10年度決算額	10年度予算額	増減
学生生徒等納付金	2,466,058	2,455,606	10,452	人件費	12,474,765	12,860,999	-386,234
手数料	77,454	91,887	-14,433	教育研究経費	12,976,026	13,968,109	-992,083
寄付金	361,032	460,600	-99,568	管理経費	1,425,281	1,226,760	198,521
補助金	2,328,097	2,343,027	-14,930	借入金等利息	118,395	119,105	-710
資産運用収入	324,250	300,439	23,811	資産処分差額	20,785	27,749	-6,964
事業収入	364,306	410,610	-46,304	徴収不能額	7,563	5,739	1,824
医療収入	20,577,359	22,212,827	-1,635,468	予備費	0	200,000	-200,000
雑収入	347,259	339,431	7,828				
帰属収入合計	26,845,815	28,614,427	-1,768,612	消費支出の部合計	27,022,815	28,408,461	-1,385,646
基本金組入額合計	872,396	719,543	152,853				
消費収入の部合計	25,973,419	27,894,884	-1,921,465	当年度消費支出超過額	-1,049,396	-513,577	

平成10年度 主なる事業報告

平成10年度の主なる事業は当初の事業計画に従い、次のとおり実施されました。

(事業内容)

- A) 病院オーダーリングシステム拡張計画
 - 1. オーダー系システム整備 1式
 - 2. オーダエントリーシステム第2期計画 1式
- B) 病院非常放送及び自動火災報知設備整備工事 1式
- C) 研究診療設備拡充計画
 - 1. 生体分子相互作用分析システム 1式
 - 2. 生体分子精製用システム 1式
 - 3. 新世代走査型レーザー検眼鏡 1式
 - 4. 学生試験評価システム (ハード) 1式
 - 5. 同 (ソフト) 1式
 - 6. 超音波白内障手術装置 1式
 - 7. 三次元画像処理装置 1式
 - 8. 図書館業務システム 1式
 - 9. 心血管撮影装置 (心アンギオ装置) 1式
- D) 施設改修整備計画
 - 1. 病院西側管理棟1階サービスコーナー設置工事 1式
 - 2. 病院6号館排煙設備未整備部改修工事 1式
 - 3. 26病棟特等室浴室洗面所改修工事 1式

受託研究について

太田富雄脳神経外科学教授は、通商産業省の外郭団体である新エネルギー・産業技術総合開発機構から「選択的急速脳冷却システムの開発」(研究開発費4394万3531円)の研究委託を受けました。

「選択的急速脳冷却システム」は、脳だけを早く冷やす方法で、実用化されれば、脳低温療法を行うにあたり、従来の全身を冷やす方法で約1時間かかっていた脳の冷却が、わずか数分で可能となります。画期的な治療方法の開発に、世界的な注目と期待が集まっています。

(なお、この研究については平成11年7月21日朝日新聞朝刊1面で紹介されました。)

平成11年度 永年勤続表彰

平成11年度の永年勤続表彰式が、6月2日(水)午前10時(20年勤続者)と午前11時(35年勤続者)の2回に分けて、総合研究棟12階第2会議室において執り行われました。表彰式には、勤続20年(33名)、同35年以上(5名)の教職員をはじめ、東理事、島田学長等関係者が出席し、一人一人に表彰状と記念品が手渡されました。

本年度の表彰者は次の通りです。

〔20年勤続教職員〕

伊藤 照江(用度課・用務員)
岩 ちづる(看護部・看護婦長)
上門 紀子(看護部・准看護婦)
尾崎喜代美(中央検査部・技術員)
尾崎 長之(施設課・主任)
小篠 明(医事第一課・課長補佐)
門田 雅人(庶務課・課長代理)
金山 敦子(中央検査部・技術員)
河嶋 榮子(用度課・用務員)
後藤 俊幸(微生物学・講師)
近藤 富子(看護部・看護婦主任)
阪本ルイ子(看護部・看護補助員)

千崎 辰子(看護部・看護婦長)
高山 妙子(看護専門学校・専任教員)
竹原 富夫(薬剤部・主任)
田村 久子(医事第一課・事務員)
知場喜代子(看護部・看護補助員)
千原精志郎(心理学・教授)
堤 博子(中央検査部・技術員)
出口 寛文(第3内科学・講師)
中井 裕士(薬剤部・主任)
仲村 紀子(医事第二課・事務員)
延原美津子(放射線科・技術主任)
濱田 松治(放射線科・技師長補佐)



(勤続20年表彰者写真)

福広 利明 (図書館・主任)
藤田 修 (放射線科・技術主任)
堀川 能文 (栄養給食課・課長補佐)
松本 玲子 (看護専門学校・事務員)
牟禮 洋子 (看護部・看護婦長)

森田智津子 (微生物学・学内講師)
山内 浩子 (医事第二課・事務員)
山川 明美 (看護部・看護婦主任)
山名 和子 (薬剤部・技術員)
(50音順)

〔35年勤続教職員〕

井原美保子 (看護専門学校・教務主任)
儀賀 久良 (中央検査部・技師長)
佐々木進次郎 (胸部外科学・教授)

竹内 正保 (放射線科・技師長)
西川 昭 (病院事務部長付)
(50音順)



(勤続35年表彰者写真)

永年勤続表彰を受けて

「永年勤続の彰を戴いて」

看護専門学校第二看護学科

教務主任 井原美保子

紫陽花の色鮮やかな去る6月2日、35年永年勤続の表彰を戴きました。私がこのような日を迎えることができましたのも、上司は勿論のこと、周りの多くの方々の支えがあったからこそと感謝の気持ちで一杯です。

振り返ってみますと昭和39年卒業後、今日まで多くのことを脳裏に刻んで参りました。駆け出しであった14病棟（外科系混合病棟）では看護の基本を学びました。小児科（外来・33病棟）では、その期間が長かっただけに関わった子どもの疾病構造も大きく変化する中、最悪の転機をとる子どもにも多く遭遇しました。ここでは一人の人間として、母親として、そして看護婦として深く考える機会となり、最愛の子どもを失う母親の悲痛な様に、恵まれた境遇にある自分は「どんな努力でもしなければ」とも思い、精一杯努力致しました。

そして、思いがけず13年前より看護基礎教育に携わることとなりました。「社会の変化やニーズに即応できる能力の育成」を主旨として、平成に入って2度のカリキュラム改正を経験しました。また、日頃は本大学病院のナースに相應しい「人格の陶冶」「問題解決能力の育成」を主眼とした教育の展開に試行錯誤しております。一方、最近の若者の傾向に日々戸惑うことも屢々で、改めて教育の重要性和困難さを痛感している今日このごろです。教育の成果は10年後に顕れると聞きますが、最近それが少し実感できるようになりました。

この度の大学当局のご高配に、心より謝意を表すとともにこれを機に、微力ではありますが皆様の協力を得ながら、心新たに後輩の育成に取り組んで参りたいと考えています。

「医療情報化時代における患者さんへの対応」

放射線科

技師長補佐 濱田 松治

学生時代に実習病院としてお世話になり、そして、就職、この度永年勤続表彰をうけることができました。これは、ひとえに諸先輩や同僚の励まし、さらに家族の協力があったからと思います。本当にありがとうございました。

私が入った頃の放射線科は、一般単純X線撮影が主流で午前中が忙しく、午後はのんびりとしておりました。現在は、CT、MRIなどの高度先端医療機器が加わり昔とは比べものにならないほど忙しくなっています。さらに、昨今の医療自体およびそれを取り巻く環境はますます厳しい状況にあります。そのなか一昨年オーダーリングシステムが導入されました。当病院に

も情報システム化の波が押し寄せてきており昔とは隔世の感があります。また、病院医療情報部が設立され私も兼務という形で配属されています。放射線科も例外でなく、一般単純X線撮影はコンピュータ化され、他の検査装置の画像と統合されつつあり、画像の電子保存化が進んでいます。しかし、検査装置が高度化し、システム化になっても患者さんに接する気持ちは、今も昔も“優しく親切”が基本と思っております。

これからも、患者さんに対するペイシェントケアを心がけ、医療技術の向上に取り組んでいきたいと思っております。

教 室 紹 介

口 腔 外 科 学 教 室

本教室は、昭和43年に開設されて以来、初代小野尊睦教授、二代小野克己教授、現島原政司教授の三代約30年の歴史を有する。創設当初より、口腔外科学という医学と歯学の両面にかかわる特殊性と社会的ニーズから、優秀な口腔外科専門医と口腔外科の知識、技能を有する地域開業歯科医の育成に尽力しており、教室の同門会員も150名を越えるに至った。ちなみに講座としては口腔外科学教室であるが、附属病院の診療科名は歯科・口腔外科となっており、これは研究および教育は口腔外科学を中心に行うが、診療においては齲蝕の治療、義歯作製、歯列矯正などを含めた歯科全般を対象とするという意味であって、合理的なネーミングである。

現在、教室員は教授以下、古川哲夫助教授、寺井陽彦、杉本勝一の各講師、橋口範弘学内講師と助手2名の他、専攻医23名、大学院生1名、研修医6名を加えた計37名の大所帯である。し

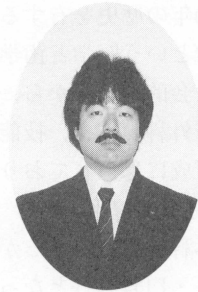
かしこのうち半数以上は卒後3年以内の若手医師で占められており、中堅層が薄く底辺の広い年代構成となっている。この一因は、平成9年度より歯科の臨床研修医制度が法制化されたものの研修施設が少ないため、当教室のような歯科研修施設への入局希望者が倍増したことによる。したがって、いかに効率よく適正に研修プログラムを実施するかが問題となりつつある。

平成10年の診療実績は、入院総数204症例(口腔悪性腫瘍35例、良性腫瘍23例、嚢胞55例、顎骨骨折18例など)であり、外来初診患者総数は3473名で、再診患者を含め1日平均約100名の外来患者が受診している。また、水平埋伏智歯抜歯や粘液嚢胞、歯根嚢胞の摘出術などの外来小手術件数は1120例である。また特殊外来としては、歯列矯正・顎変形症、顎関節症、インプラントなどが専任担当医のもとに総合的に治療されているなど、特定機能病院の歯科口腔外科として北摂地域のみならず近畿圏における中核的役割を果たしている。



日本電子顕微鏡学会技術賞

電子顕微鏡における卓抜した技術を持ち、永年にわたり電子顕微鏡学の発展に寄与した者に贈られる日本電子顕微鏡学会技術賞の贈呈が、5月18日（火）同学会の50周年記念式典にあわせて行われ、微生物学教室の藤岡良彦技術員が受賞されました。



一方、研究面においては、下顎関節突起骨折の基礎的、臨床的研究、骨粗鬆症と顎骨の変化に関する基礎的研究、顎関節症の臨床的研究、口腔疾患と構音障害について、口腔疾患の画像診断と3次元的観察などが主なテーマで、衛生学・公衆衛生学教室や放射線医学教室、形成外科学教室など学内他科の協力のもとに進められている研究もあるが、いずれも臨床との関連を重視したものである。

教育については、医学部における口腔外科学の意義に関して全国的にもいまださまざまな意見があるが、消化器の一部で感染症の多発領域である口腔は、生体から隔離されたものであろうはずがなく、それを念頭に講義、臨床実習をすすめている。

今後、ますます進行するであろう高齢化社会にむけて、口腔外科の重要性を認識しつつ患者中心の医療の実現に努力する所存である。

（文責：寺井）

平成11年度 医学会春季学術講演会

平成11年度春季学術講演会が、下記のとおり開催されました。

日時 平成11年6月2日（水）午後2時30分～5時

場所 臨床第一講堂

[特別講演]

『増殖糖尿病網膜症の病態と治療』

本学 眼科学

池田 恒彦 教授



[学生部主催教育講演]

『基本的臨床技能の教育とOSCE』

川崎医科大学 総合臨床医学講座

津田 司 教授



海外出張記

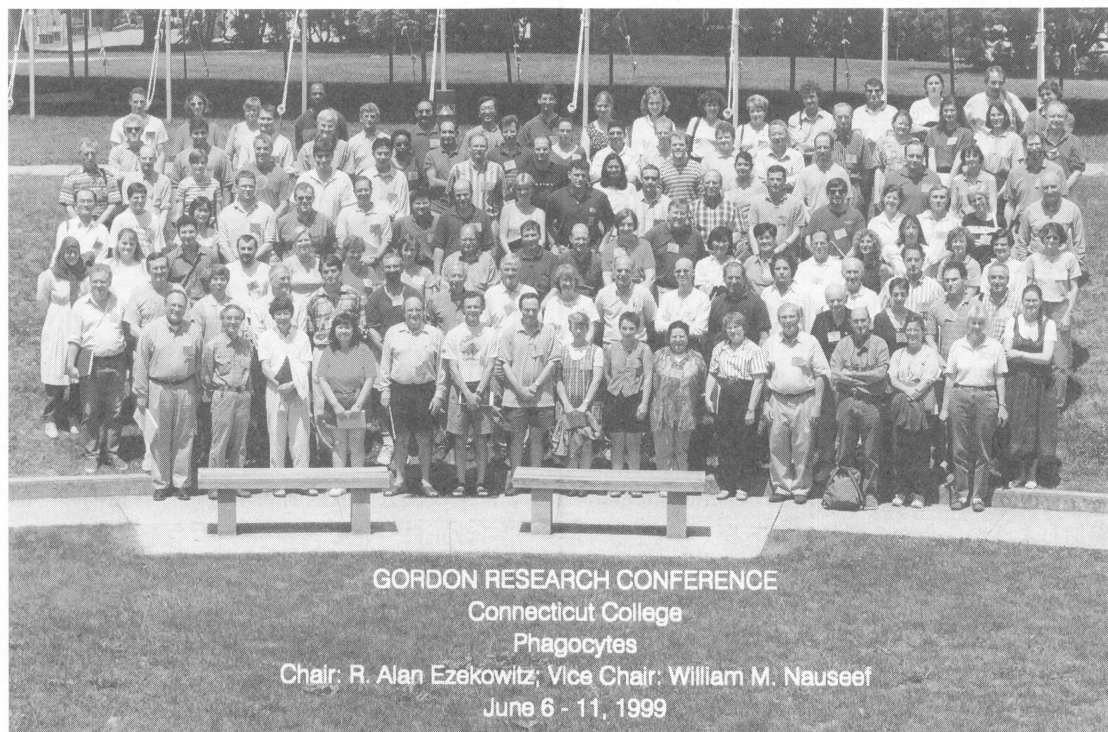
第二生理学教室助教授
吉田 龍太郎

私は、私の関与する研究分野をoverviewするために、この数年、アメリカ東海岸でのGordon Research Conferenceに参加している。この会議は、i) 夏休み(6月~8月)に、ii) 小人数(100人前後)の研究者が、iii) だだっ広い芝生の中に島状に建物があるNew HampshireのCollegeに集い、iv) 学生寮に寝泊まりし、v) 200に近いテーマについて、vi) 投稿中あるいは投稿準備中の研究内容を発表する、非常にuniqueな研究会議である。

Gordon Research Conferenceは、1931年、Neil Elbridge Gordon教授によってJohns Hopkins大学で始められ、1947年、New Hampshireに移された。N. E. Gordonは、1886年ニューヨーク州SpaffordのSkaneateles湖を見渡す80エーカ

一の農場主の第三子として生まれ、学生の教育や研究の活性化のためなら惜しみなく寄付されたらしい。

私は、去る6月6日から11日まで、Connecticut CollegeでのPhagocyteのGordon Research Conferenceに参加した。私が初めてPhagocyteのGordon Research Conferenceに参加したのは、Rockefeller大学に留学中の1985年であるから実に14年ぶりということになる。留学中の教室(Cellular Physiology and Immunology)員は、それぞれアメリカ各地で偉くなっているが、勿論(?)私のことを覚えていて握手攻めにあった。思い起こせば、15年前、私は、京大医化学での大学院と助手時代の計10年間の仕事(必須アミノ酸トリプトファンを代謝するインドールアミン酸素添加酵素の生理的意義)とは別世界を見るために留学先を選んだが、Phagocyteが私の生涯の研究テーマ(Phagocyte系細胞に



よる〔自己／非自己〕や〔正常／癌細胞〕の認識と傷害)になろうとは予想もしなかった。

さて、会議の内容についてであるが、私にとって興味深かった2点について紹介したい。i) マクロファージのスカベンジャー受容体の生理的役割として、modified LDLの取り込みによる動脈硬化が強調されてきた。しかし、受容体のリガンドが、なぜ高分子陰性荷電分子群であるのか、また、一昨年(2000年)の東大児玉研からのスカベンジャー受容体KOマウスが、リステリアやウイルスに感染し易くなる(Nature386:292)のはなぜなのか、私にはよく判らなかつた。が、英国Sir William Dunn大学のL. Peiserのポスターを見て、そもそもはグラム陰性菌のlipid Aなどに対する生体防御であることを知り納得した。ii) シアトルのWashington大学のAlan Aderemが、IgGでcoatした細菌の種類によって、マクロファージからのTNF- α の分泌量が違ったことから、マクロファージが細菌の種類を見分けている可能性を示唆した。従来、微生物に対する生体防御機構には、種特異的補体制御因子(同種細胞には補体反応が起こらない)や抗体による認識が知られているが、マクロファージが細菌の種類を見分けている可能性が示唆されたわけで、他の参加者の評判も良かった。この論文は、現在投稿中とのことで、「この会に参加しているReviewerがいい印象を持ってくれることを期待している。」と、実際に実験をしたポストドックがポスターセッションで話してくれた。Alan Aderemは、次回(2001年)のPhagocyte Gordon Research Conferenceのchairmanに参加者全員による投票で選ばれた。

日本から会場へ着いてすぐ始まる初日のevening sessionはjet lagが大変だけれど、次はどんなテーマのGordon Research Conferenceに参加しようか、今から楽しみである。

主要会議とその主な議題

5月2日から7月15日までの主要な会議とその主な議題は次のとおりです。

〔理事会〕

(5月11日)

—審議事項—

1. 学長任命について
2. 学校法人大阪医科大学顧問の委嘱について

(5月29日)

その1

—審議事項—

1. 平成10年度決算承認について
2. 理事の専任について
3. 評議員の選出について
4. 大阪医科大学ハイテク・リサーチ・センター規程の制定について

—報告事項—

1. 庶務報告
2. その他(学長・病院長・看護専門学校長)

その2

—審議事項—

1. 評議員の選任について

(6月8日)

—審議事項—

1. 理事の選任について
2. 評議員の選任について
3. 学校法人大阪医科大学就業規則の一部改正について
4. 組織改革について

(6月22日)

—審議事項—

1. 組織改革について
2. 学校法人大阪医科大学寄附行為細則の一部改正について

(7月13日)

—審議事項—

1. 大阪医科大学附属看護専門学校長選考規程の制定について
2. 学校法人大阪医科大学就業規則の一部改正

- について
3. 学校法人大阪医科大学給与規則の一部改正
について

〔評議員会〕

(5月29日)

—審議事項—

1. 評議員の選出について
—報告事項—
 1. 平成10年度決算報告について
 2. 庶務報告
 3. その他(学長・病院長・看護専門学校長)

(6月8日)

—審議事項—

1. 議長の選出について
2. 理事の選任について
3. 組織改革に伴う寄附行為細則の一部改正について

〔教授会〕

(5月12日)

1. 教授選考に関する件
2. 平成11年度入試に関する委員会委員長の委嘱に関する件
3. その他

- 1) 同和教育推進委員会委員長の委嘱について
- 2) テレビ会議用の撮影機器購入の上申について

(5月26日)

1. 次期学生部長の選出に関する件
2. 教授選考に関する件
3. 平成11年度奨学生推薦に関する件

(6月9日)

1. 人事に関する件(客員教授の継続委嘱他)
2. 前藤本学長の名誉教授称号授与に関する件
3. 教授選考に関する件
4. その他

- 1) 第2解剖学講座臨時主管教授の委嘱について
- 2) 自己点検・評価組織委員会委員長及び委員並びに同小委員会(附属病院部会)委員長の委嘱について

- 3) カリキュラム検討委員会委員長の委嘱について

- 4) 学長辞任請求規程及び学長予定者選考規程施行細則の一部改正について

- 5) 平成11年度奨学生(小野奨学会)の推薦変更について

(6月23日)

1. 人事に関する件(講師の任用他)
2. 教授選考に関する件
3. 学長辞任請求規程及び学長予定者選考規程施行細則の一部改正に関する件
4. 他大学における既修得単位の認定に関する件
5. その他

- 1) 学生部委員会小委員会各委員長及び委員の委嘱について
- 2) 医学情報処理センター運営委員会委員の委嘱について

(7月7日)

1. 人事に関する件(講師の任用他)
2. 教授選考に関する件
3. 平成12年度入学試験に関する件
4. その他

- 1) 学長予定者選挙管理委員会委員の選出について
- 2) 学長予定者選考規程改正委員会委員及び学長辞任請求規程改正委員会委員について

- 3) カリキュラム検討委員会委員の委嘱について

- 4) 自己点検・評価組織委員会小委員(附属病院部会)会委員の委嘱について

- 5) 教育・研究装置補助費調整機構(学長諮問機関)の設置及び委員長並びに委員の委嘱について

〔大学院医学研究科委員会〕

(5月12日)

1. 第1学年学生の休学願出に関する件
2. その他

- 1) 研究生の願出について

- 2) ハイテク・リサーチ・センター長及び同

運営委員会委員の委嘱について

- 3) 臨床系大学院生が一定期間基礎系で研究指導を受けた場合の主管教授の取扱について

(5月26日)

1. 第2学年学生の除籍に関する件
2. 平成11年度奨学生推薦に関する件
3. その他
 - 1) ハイテク・リサーチ・センター副センター長の委嘱について
 - 2) 平成11年度ティーチングアシスタントの任用について

(6月9日)

1. 学位論文受理に関する件
2. その他
 - 1) 平成11年度ティーチングアシスタントの任用について
 - 2) 第1学年学生の学外研修願について

(6月23日)

1. 平成11年度私立大学等経常費補助金特別補助(高度化の推進)に係る計画調書の提出に関する件
2. その他
 - 1) 学位論文提出のための語学試験成績結果に関する件

主な行事日程表

(7月16日～10月31日)

- 7月17日(土) 第3・6学年夏期休業(第3学年:8月29日まで、第6学年:8月22日まで)
- 19日(月) 看護専門学校授業終了
- 21日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会看護専門学校夏期休業(8月31日まで)
- 25日(日) 平成11年度(第51回)西日本医科学生総合体育大会(8月9日まで)於近畿地区
- 8月3日(火) 理事会
- 23日(月) 第6学年臨床実習再開
- 30日(月) 第3・4・5学年授業再開
- 9月1日(水) 看護専門学校授業開始
- 6日(月) 第1・2学年授業再開
- 8日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
- 14日(火) 理事会
学位論文受付締切
- 16日(木) 第1・2学年前期試験(9月30日まで)
- 22日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
- 28日(火) 理事研究会
- 10月6日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
- 9日(土) 大学祭(11日(月)まで)
- 12日(火) 理事会
看護専門学校戴帽式
- 16日(土) 解剖慰霊祭(14:00～於高槻市民会館)
- 18日(月) 第6学年後期試験I(12月3日まで)
- 20日(水) 教授会・大学院医学研究科委員会
- 26日(火) 理事研究会

ナイチンゲール生誕祭

近代看護の祖ナイチンゲール（1820.5.12～1910.8.13）の生誕を祝うナイチンゲール生誕祭が、5月12日（水）午後1時30分から臨床第一講堂において、勢川看護専門学校長をはじめ、教職員・看護学生他250名の出席により執り行われました。

ナイチンゲール像への献花後、看護学生達は、本学附属病院にご入院中の患者さんひとりひとりにメッセージを添えたカーネーションを心をこめて手渡ししました。



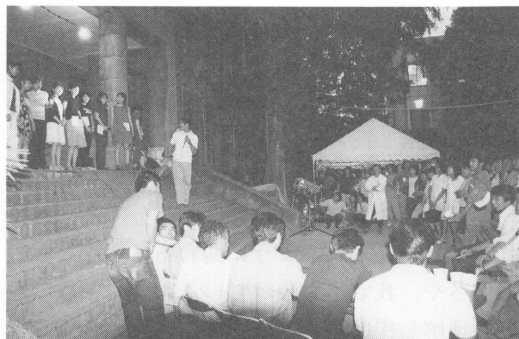
さつき会開催

生前委託者（献体登録者）の親睦会（さつき会）が、5月29日（土）正午からたかつき京都ホテルにおいて、藤本学長、佐々木病院長、島田学生部長他関係者一同出席のもと、さつき会会員約300名をお招きし、開催されました。



新入生歓迎会「炎祭」開催される

学友会主催の新入生歓迎会「炎祭」が、6月5日（土）午後5時から本部キャンパス学生文化部室前において開催され、各クラブの模擬店出店、米田学生生活委員長による鏡割り、学生によるロックコンサートなどのイベントが行われ、多くの学生が集いました。



藤本守前学長退任記念特別講演会

5月末日に退任されました藤本守前学長の退任記念特別講演会が、6月16日（水）午後2時から『生理学と私 一時計台のもとで』を演題に、臨床第一講堂において開催されました。



附・属・病・院

院内消防防火設備説明会

今年度の消防訓練計画にもとづき、防災訓練の一貫として、付属病院に設置されている消防防災設備全般にわたる説明会が下記のとおり実施されました。

- ・スライド映写と設備資料に依る説明（40分）
- ・病棟での現地設備機器説明（20分）

日 時	対象現場	開催場所	現地説明
6月9日(水) 13:30～14:30	1号館 事務部 5号館 サプライ	管理棟会議室 (管理棟3階)	13病棟 54病棟
6月16日(水) 13:30～14:30	6号館 他の部署	管理棟会議室 (管理棟3階)	62病棟 66病棟
6月19日(土) 10:00～11:00	手術室 ICU	手術室 カンファレンスルーム	手術室
6月22日(火) 13:30～14:30	2号館 3号館 外来棟	管理棟会議室 (管理棟3階)	24病棟 34病棟 外来ホール

看護の日

「ふれあい看護体験'99」

ふれあい看護体験を受け入れて

36病棟婦長 牟礼洋子

看護の日を毎年迎えるたびに、ふれあい看護体験にそれぞれ色々な思いで参加されている方々と関わらせていただいています。自分自身が病気・入院を経験された方、家族が病気療養中であり介護をしている方、またこれから病気や健康を障害された方々と関わっていくためにと参加動機は様々です。

今年も高校生をはじめ、海外ボランティアの

経験のある方や大学生の参加がありました。私の病棟にも、衛生看護科在籍中や介護福祉の勉強中であり看護婦の仕事も知っておきたいからと高校生が2名来られました。

実際には、子供たちが生活している周囲の環境を整えたり、患児の清拭や足浴の実施、また入院して来たばかりの患児や手術当日の患児と関わってもらいました。その中で家族と離れて生活しなければならない小児の不安や淋しい気持ちを理解し関わっていくことの大切さ。又、手術を受ける小児の頑張ってる姿を見て、可愛い、可哀想の気持ちだけでは不十分であり、それを乗り越えられるように関わっていくことの大切さや、我が子を預けている両親や家族の思いを理解し援助することの大切さ。いつも身近

な存在として共にいる看護婦の役割を感じてもらえたようです。言葉が十分発達していない小児と一生懸命関わっている姿はとても印象的でした。

現在、医療に対して社会的にも大きな関心が寄せられており、看護や医療のより高い質が求められています。看護の日を通して様々な方が医療の現場で看護体験が可能となりました。看護は特別な事ではなく身近なものであること、しかし実施するには知識も技術も必要であることを理解して頂きたいと思っています。私達受け入れる側としても看護や医療を正しく理解して頂けるようにこれからも努力していきたくと思っています。

ふれあい看護体験を受け入れて

35病棟看護婦 片岡 裕美

今年で看護の日が制定されてから9年目になり、社会の人々にも看護の日が認識されるようになりました。当病棟では看護の道をめざしている2名の女性を迎え、私達スタッフと共に実際に看護の仕事を体験して頂きました。主に体験して頂いたことは、清拭・足浴洗髪などでしたが、緊張のためもあるのか、最初はぎこちなく、声かけもなかなかできていないところもありました。しかし、ケアを通して少しずつ会話ができるようになり、笑顔で患者さんと接することができるようになっていたと思います。

体験終了後、それぞれの方に感想をききました。1人は学生で入院の経験があり、このことがきっかけで看護婦になりたいと思い、もう1人は働いている方でしたが、ボランティア活動を通じ看護婦への道をめざした方でした。2人共、実際に患者さんのケアをするのは初めてでありましたが、患者さんにとっても喜んでもらえたこともあり、この仕事に関心がもてたようでした。今回体験されたことは、看護のほんの一面でしかありませんが、その中でもさまざまな感想を抱き、改めて進学を決意したという意見をきくと、私も看護婦を志していた頃の気持ちを

が蘇り、看護への道を選んでよかったと思いました。

現代、一般の人の医療への関心が高まっており、常に新聞やテレビなどにとりあげられています。今日社会的にも、医療行為そのものを医師や看護婦などの医療従事者に委ねていたことを実際に自分の目で確かめ、評価しようとする意識が高まっています。そのため、私達看護婦はさらなる質の向上をめざし、患者さんへのサービスを充実させていかなければならないと感じました。また看護は対象となる人々と共に歩んでいくことで、さらに質の高い看護を提供できることを社会の人達にもっとアピールしていく努力が必要だと思っています。

ふれあい看護体験で2名の女性の方にとってよい体験ができたと思って頂いた反面、私達スタッフにとっても、その新鮮な感想が、自己を振り返る機会になりましたので、今後もさらに充実した看護を提供していきたくと思っています。

保健管理室からのお知らせ

電離放射線従事者健康診断について

電離放射線従事者健康診断は、問診・皮膚・眼の検査は年4回、血液検査は年2回実施していますが6月14日開催された安全委員会で下記のように決まりました。

1年間の線量当量が、実効線量当量及び組織線量当量限度のそれぞれ10分の1（規則では10分の3）を超えるおそれがないと判断できる人は健康診断の項目を省略することになりました。詳しくは下記のように実施します。

- 今年度始めて登録した人……1年間は健診する
- 2年目から
 - (1) 前年度の被曝が5 mSv以下の人…原則として省略
本人の希望があれば健診する
 - (2) 前年度の被曝が5 mSvを超える人…必ず健診する
 - (3) 前回の健診において異常所見が認められた人

このようにして把握した被ばく状況や自覚症状に基づいて、総合判断して通知致しますのでよろしくお願いいたします。

健康で働くために

健康な身体を保つには「栄養」「運動」「休養」の3つの調和が大切です。よりよい生活習慣を身につけましょう。

— 栄養 —

朝食抜きはだめよ！

今日1日の活動力の源です。朝食は抜いたりしないで、しっかり食べましょう。

昼食（外食）の場合

「うどん」＋「ごはん」ではカロリーオーバーになります。

「フライ物」や「ハンバーグ」などの洋食メニューでは脂肪のとり過ぎに注意しましょう。

「チャーハン」や「スパゲティ」など一品物だけでは、野菜不足になりがちです。

「醤油」や「ソース」はかけ過ぎないこと。塩分の摂り過ぎになります。

缶入りジュース類の中には糖分が多く含まれているものもあるので飲み過ぎないようにしましょう。

交代制勤務の人

睡眠や食事の時間が不規則になり過食や栄養不足に陥りやすいので気をつけましょう。

1日3回バランスよく食べるようにしましょう。

— 運動 —

運動するとこんな効果が

体力の維持増強（体の動きがスムーズになり、柔軟性、敏捷性、持久力がアップする）

成人病の予防（肥満を防止し血圧を下げ、善玉コレステロールを増やす）

老化の防止（足、腰の安定性を強化し、ホルモンの分泌を盛んにする）

病気の予防（かぜ等に対する抵抗力を高める）

ストレスの解消（イライラやモヤモヤをふきとばし、気分転換がはかれる）

快適な日常生活がおくれる（食事がおいしい、便通が規則的になる、ぐっすり眠れる）

運動をするときに気をつけること

- 1) 1回10分、1日20分以上毎日続けるようにしましょう。
- 2) 自分の体力にかなった運動をする。強過ぎたり長時間の運動は健康を害することもあります。
- 3) 普段余り運動をしない人、成人病などの危険因子の持つ人は医師の指導のもとに行うことが大切です。
- 4) 健康な人でも運動をする前にはストレッチングや体操などでウォーミング・アップ（準備運動）を行い、運動終了後はクーリング・ダウン（整理運動）が必要です。

— 休養 —

休養こそ明日への活力

今日の体の疲れを明日へ持越すことは健康を大きく損なうこととなります。十分に睡眠をとることで疲労を速く回復させましょう。

心のリフレッシュ

心の疲れを解消するためには余暇の活用や積極的に気分転換を計ることが大切です。毎日の仕事から離れて自分の気持ちを発散させましょう。

自己暗示を応用した自立訓練法、座禅や瞑想による精神統一を計ったり、音楽を聞くことで気持ちを落ち着かせるなど自分に合ったリラククス法を実行しましょう。

（「働く人の健康を守るために」大阪労働部 勤労者健康サービスセンター編より引用）

大阪医科大学俳句会（四／五／六月）

船一艘持てば長者や杜若	塚本 務人
春の海鳥が九なら橋は十	今井 雄介
花人となりて曜日が矢の如し	古川 洋子
実験用と貼紙のあり目高浮く	中川 一成
小咄の落ちが落ちない毛馬櫻	梶野香代子
橋詰に竹の皮商加茂祭	奥田 筆子
牡丹に戯る獅子の目鼻たり	吉田 孝江
梅雨晴間一度乗りたき観覧車	飯塚 久子
金太郎いま反抗期鯉のぼり	同
雑草も共に生きよと夏の雨	和田 明
母の日や父の日の御用承る	山崎 隆司
告知せぬ末期を囲む五月雨	（投稿）美濃 眞

投句のお誘い

一般の方も投句（何句でも）して下されば、当句会で会員の出句と同じように選句します。入選句は当欄に掲載します。

宛先は

〒569-0084 高槻市沢良木町2-41
大阪医科大学さわらぎキャンパス
俳句会

皆様の参加をお待ちしております。



鳥田眞久新学長は去る6月25日（金）、中山太郎元外務大臣（衆議院議員・本法人理事）と共に有馬朗人文部大臣を就任挨拶のため表敬訪問した。

大阪医科大学学報 第41号
発行年月 平成11年7月
発行 学校法人 大阪医科大学
編集・発行 総務部 総務課
大阪医科大学ホームページ
<http://www.osaka-med.ac.jp/OFFICE/>